

「不正改造車を排除する運動」の強化月間～不正改造は犯罪です～

奈良運輸支局の取り組み



国土交通省－不正改造車を排除する運動チラシ



国土交通省－基準不適合マフラーチラシ

不正改造車は安全を脅かし、道路交通の秩序を乱すとともに、大気汚染や騒音など環境悪化の原因となることから、奈良運輸支局では、6月1日から30日までの1か月間を「不正改造車を排除する運動」の強化月間とし、警察や関係機関と連携した街頭検査の実施、自動車ユーザーへの啓発活動など、不正改造車の排除に向けた取組みを強化します。

また、車検時には基準に適合していても、車検後に基準不適合の自動車部品の取付けや取外しが違法であるとの認識がないままに、不正改造を行うユーザーや事業者も見受けられます。不正改造車を排除するため、警察をはじめ関係機関と連携し、下記の取組みを実施します。

なお、**不正改造車の使用者には整備命令が発令され、不正改造を実施した者には6ヵ月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられます。**

不正改造車を作らない!!乗らない!!ための啓発活動

ユーザーや販売店等に対して、ポスターの掲示及びチラシ(別添)の配布などを行い、不正改造の抑止を図ります。

不正改造車に関する情報収集等

相談窓口として、「不正改造車・黒煙110番」を設置し、寄せられた情報をもとに、不正改造車・迷惑黒煙車等のユーザーに対して不正改造箇所の改善・報告を求めるハガキを送付し、不正改造に関する認識の向上と排除に向け活用します。

不正改造車を排除するための街頭検査の実施

違法マフラーの装着や車体外にはみ出すタイヤの装着などの不正改造車を公道から排除するため、警察機関、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会等と連携した街頭検査を実施し、違反車両に対して整備命令を発令し、厳正に対処します。

不正改造車・迷惑黒煙車を確認したら、下記まで情報をお寄せ下さい。

「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」

近畿運輸局奈良運輸支局 整備担当部門 [TEL:0743-59-2153](tel:0743-59-2153) FAX:0743-23-0020

情報提供 ホームページアドレス等

https://www1.mlit.go.jp/cgi-bin-tb/form.cgi?form.template=kk_form_car.html

不正改造車排除に関するアンケートのお願い

令和8年度 不正改造車排除に関するアンケート



不正改造車を排除する運動では、不正改造に対する意識等についてアンケート調査を実施し、その結果を分析して本運動の内容の見直し等に活用しております。

年々、不正改造車の排除に対する社会的気運が高まっており、更なる本運動の効果向上を図るために、今年度も、アンケート調査を実施しますので、ご協力方よろしくお願ひいたします。

QRコード・URLより、アンケートへの回答にご協力をお願いいたします。

<https://forms.office.com/r/NxisnTFmac>

設問数:最大16問 所要時間:最大8分程度

★★★ご協力ありがとうございました。★★★

不正改造車
迷惑黒煙車
通報連絡先

不正改造車を見かけたら

- 車両のナンバー
 - 不正改造の内容
- をこちらまで



不正改造車を
排除する運動
ホームページ

